

大通達甲（生企）第15号
令和7年9月16日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1 年

生活安全部生活安全企画課長
各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

猟銃安全指導委員制度の運用について（通達）

猟銃安全指導委員制度については、「猟銃安全指導委員制度の運用について」（平成21年12月3日付け大通達甲（生企）第13号）により運用しているところであるが、この度、猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第15号）の施行に伴い、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 委員の法的性格

(1) 法律上の位置付け

猟銃安全指導委員（以下「委員」という。）は、名誉職とされている。名誉職とは有給職に対する概念であり、生活を保障するための俸給や給与を受けないで、国、地方公共団体等公の機関の職にある者をいう。法律的には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上は特別職に属する地方公務員とされる非常勤の委員となる（同法第3条第3項第2号）。したがって、原則として地方公務員法の規定は適用されず（同法第4条第2項）、その守秘義務並びに委嘱及び解嘱の要件及び手続等は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）及びこれに基づく猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）の規定によることとなる。

また、委員は、刑法（明治40年法律第45号）上も公務員に該当するものであり（同法第7条第1項）、刑法その他の罰則の適用については、当然に公務員として扱われる。

(2) 災害補償

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく、地方公共団体の条例において、非常勤の地方公務員を対象とした公務災害補償の定めがあり、委員は、この制度の適用を受けることとなる。

(3) 報酬

委員は、名誉職とされたことから（法第28条の2第5項）、地方公共団体の職員に対する報酬支給義務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項）が免除される。ただし、実費等の支給を行うことは可能である。

2 心構え（規則第1条関係）

委員は、猟銃の所持及び使用による危害を防止する目的で活動するのであるから、職務を遂行するに当たっては当該目的を十分銘記させる必要がある。また、委員は法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者（以下「猟銃所持者」という。）に対する猟銃の操作や保管の方法等についての助言等を地域社会を基盤として行うことか

ら、人格識見の向上並びに専門的知識及び技術の習得に努めさせることが必要である。

そのため、委員の心構えについては、委嘱時講習等の機会を捉えて積極的に教養するものとする。

3 委嘱（法第28条の2第1項及び規則第2条関係）

(1) 活動区域

委員の活動区域は、警察署の管轄区域を標準として定めるものとする。

また、活動区域ごとの委嘱人数は、委員が当該活動区域内の猟銃所持者の状況を適切に把握でき、当該委員を中心としたコミュニティ作りに適した人数となるように当該活動区域内の猟銃所持者数等を踏まえて、活動区域ごとに判断することとなるが、人数にあつては、おおむね50人に1人の割合で委嘱（猟銃所持者が50人に満たない活動区域であつても最低1人を委嘱）するものとする。

(2) 警察署長の推薦

委嘱は、活動区域ごとに、当該活動区域を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）が推薦した者のうちから行うこととされているが、これは、当該活動区域の実情に通じている管轄警察署長が、委員たるにふさわしい者を第一次的に判断することとされたものである。

管轄警察署長は、規則第2条第1項の規定により委員の推薦をするときは、活動区域内に居住し、当該活動区域の事情に精通していると認められる者について、法第28条の2第1項各号に定める委嘱の要件を満たしているか否かを慎重に判断し、当該活動区域の状況等を考慮した上で、その適任者を次の事項を明らかにして、猟銃安全指導委員推薦書（第1号様式）により生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を経由して、公安委員会に推薦するものとする。

ア 氏名、住所、年齢、職業、家族の状況、経歴（ボランティアとしての活動歴を含む。）及び健康状態

イ 射撃指導員等法等に関する資格

ウ 猟銃事故歴及び法等の違反歴

エ 関係団体からの推薦等委員として適当と認められる理由

(3) 委嘱の要件

法第28条の2第1項各号に定める委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること（第1号）。

人格識見ともに優れた立派な者であるとして地域住民からの信頼が厚く、地域からの協力を得やすい者であることをいう。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること（第2号）。

猟銃の所持及び使用による危害を防止するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的・自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること（第3号）。

経済的、社会的及び家庭的に見て、生活基盤が安定していることをいう。経済的観点から見ると、委員は名誉職であることから、その給与等に頼らなくとも十分に生活できるものをいう。

エ 健康で活動力を有すること（第4号）。

心身ともに健康であり、委員としての活動を行うことによって、精神的又は肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

このような要件を満たす限りにおいては、高齢者等であっても支障はないが、活動力等の面から、慎重に適格性を判断することが望ましい。

(4) 委嘱状

委員の委嘱は、辞令（第2号様式）を交付して行うものとする。

(5) 関係者に対する周知徹底

委員の委嘱を行ったときは、その活動区域内における関係者の協力を得やすくするために、当該委員の氏名及び連絡先をその活動区域に居住する猟銃所持者その他の関係者に周知させるよう、警察署等の掲示板への掲示、関係団体を通じた周知等適切な措置を採るものとする。

4 任期（規則第3条関係）

委員の任期は2年であり、再任することができるが、再任する場合であっても、前記3に定める委嘱の手続により行うものとする。

また、死亡等の理由により委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することとなるが、当該委員の任期は前任者の残任期間となるので、留意すること。

5 活動内容及びその方法（法第28条の2第2項及び規則第4条関係）

法第28条の2第2項第1号から第3号まで及び規則第4条各号に定める委員の活動については、次に定めるところによるものとする。

なお、委員の活動は常に次に掲げるもの全てを実施しなければならないわけではないことから、管轄警察署長は、当該管轄区域内の委員に対して、具体的に必要とされる活動内容について適宜指導するものとする。

(1) 活動内容

ア 猟銃所持者に対し、その者が所持する猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行うこと（法第28条の2第2項第1号）。

(ア) 概要

猟銃の所持及び使用による危害を防止するため、委員は猟銃所持者に対して、射撃技能向上のための実地指導、猟銃所持者のマナー向上に資する啓発活動、猟銃の保管方法等に関する必要な指導等を行うこととされたもの。

(イ) 具体例

a 活動区域内の狩猟現場において、銃の取扱いその他事故防止に関する事項に関して同行指導を行うこと。

b 猟銃所持者の自宅を訪問して、猟銃及び実包の保管方法に関して必要な指導を行うこと。

(ウ) 留意事項

これらの活動の実施に際しては、公安委員会が開催する講習会、猟銃所持者からの相談等の機会のみならず、委員が猟銃所持者の自宅に立ち寄るなど、委員から猟銃所持者に対して積極的な働きかけを行い、必要な助言を行わせることとする。

また、猟銃所持者の自宅への立ち寄りに際しては、猟銃所持者の氏名、住所等の個人情報が必要になるため、生活安全企画課長及び管轄警察署長は、委員に対して

当該情報を必要に応じて提供するものとする。

イ 警察職員が法第13条の規定により行う猟銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力を行うこと（法第28条の2第2項第2号）。

(ア) 概要

法第13条の規定により、公安委員会は、銃砲刀剣類の構造及び機能について検査をし、猟銃所持者が法第10条の3に規定する構造及び機能の維持義務等を遵守しているか確認することができることとされているところであるが、猟銃の構造等の検査については、猟銃を熟知している者として委員に警察職員の補助を行わせることとされたもの。

(イ) 具体例

一斉検査時において警察職員が行う猟銃の構造等の検査の際に、銃身長の測定等の補助を行うこと。

(ウ) 留意事項

委員が所持許可を受けている種類以外の猟銃の取扱いをさせないようにするものとする。

また、一斉検査時における猟銃等による暴発事故の防止に十分注意するものとする。

ウ 猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力を行うこと（法第28条の2第2項第3号）。

(ア) 概要

猟銃所持者が構成する様々な民間団体（狩猟、スポーツ等のための銃砲関係団体）の活動への協力を行うこととされたもの。

(イ) 具体例

- a 狩猟者用のハンターマップの作成に協力すること。
- b 民間団体が行う各種講習会開催への協力を行うこと。
- c 残弾処理のための射撃大会の開催等に協力すること。

(ウ) 留意事項

活動に当たっては、民間団体との緊密な連携を図るものとする。

エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第10項に規定する狩猟期間内において、同法第11条第1項に規定する狩猟可能区域内の巡回を行うこと（規則第4条第1号）。

(ア) 概要

狩猟期間における猟銃事故等を防止するため、活動区域内の狩猟可能区域内の巡回を行うこととされたもの。

(イ) 具体例

狩猟可能区域において、適正な銃猟が行われているかどうかを点検するため巡回すること。

(ウ) 留意事項

巡回に当たっては、誤認による事故等を防止するために識別の容易な色彩の服装をするよう指導するとともに、民間団体との連携を図るものとする。

オ 猟銃の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、猟銃所持者の親族その他

の関係者からの相談に応じ、これらの者に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと（規則第4条第2号）。

(ア) 概要

猟銃の所持及び使用による危害の防止に係る事項に関し、猟銃所持者の親族等からの相談に応じ、助言・指導等を行うことによって事前にその危害を予防することとされたもの。

(イ) 具体例

親族から猟銃所持者の生活態度に関する相談を受理し、同人に対して適正な助言・指導等を行うこと。

(ウ) 留意事項

助言・指導は飽くまでも任意のものであることに留意するものとする。

また、猟銃安全指導委員の氏名、住所等の周知徹底を図り、関係者が相談しやすい環境を整えるものとする。

なお、同居親族等から相談を受理した場合は、当該親族等に対し法第29条に規定する申出制度の教示を行うとともに、相談内容に応じて猟銃所持者本人にも直接助言を行わせるよう指導するものとする。

カ 猟銃の所持及び使用による危害の防止に資する事項について広報及び啓発をすること（規則第4条第3号）。

(ア) 概要

猟銃の所持及び使用による危害の防止に資するため、猟銃所持者以外の住民等に広く広報及び啓発を行うこととされたもの。

(イ) 具体例

a 実際の事故・盗難事例を紹介したチラシを配布し、注意喚起するなど、地域の実情に応じた広報及び啓発を行うこと。

b 関係団体の会合や講習会へ出席しての猟銃等の事件事故防止のための啓発活動を実施すること。

(ウ) 留意事項

実際の事故・盗難事例を紹介するに当たっては、事故者の情報等の個人情報の取扱いに留意させるものとする。

(2) 活動方法

ア 人数

各活動においては、委員が単独で、又は共同して行うものとする。

イ 活動の分担

委員は、活動区域全体において各活動を行うことができる場所、当該活動区域において複数の委員が委嘱されている場合は、委員の活動の効果が活動区域全体に効果的に及ぶようそれぞれの委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を当該活動区域を管轄する警察署において調整するものとする。

6 活動上の注意（規則第5条関係）

管轄警察署長は、当該管轄区域内の委員に対し、次の事項を遵守するよう十分指導するものとし、委員がこれらの事項に違反したと認められるときは、当該委員を解嘱すべき場合を除き、必要な指導を行うこと。

(1) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること（規則第5条第1項）

ア 趣旨

委員は、警察官とは異なり、法令上特別な権限は認められておらず、飽くまでも活動区域内の猟銃所持者その他の関係者の理解と協力を得ながらその活動を行うこととなるが、その活動の方法いかんによっては、他人の正当な権利及び自由を害する可能性もあるので、このようなことのないように活動上の注意として明記することとされたものである。

イ 留意事項

「正当な権利及び自由を害する」活動には、刑罰法令に触れる行為はもとより、刑罰法令に触れなくとも憲法に保障された国民の権利及び自由を不当に侵害するような行為が含まれる。

ウ 関係者の正当な権利又は自由を害すると思われる行為の例

- (ア) 相談において、相手が拒否したにもかかわらず、プライバシーにわたる事項について無理に聞き出そうとすること。
- (イ) 相談者の秘密を漏らすこと。
- (ウ) 猟銃所持者の許可を得ずに自宅に上がり込み、銃の保管状況を確認し、又は質問すること。

(2) 政党又は政治的目的のためにその地位を利用しないこと（規則第5条第2項）

ア 趣旨

委員の活動は公務性を持つものであることから、その政治的な中立性を確保し、その信頼性を高めるために、政治的な地位利用が禁止されたものである。

イ 留意事項

特別職に属する地方公務員たる委員には、地方公務員法に規定する政治的行為の制限の適用はないことから、本項の規定による指導を徹底し、いやしくも委員としての活動が選挙運動等に利用されることがないようにすること。

「政党のため」とは、特定の政党を結成すること、特定の政党に加入すること、特定の政党を支持すること、特定の政党から脱退すること、特定の政党に反対することなどに資するとの意味である。

「政治的目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること、特定の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対することなどに資するとの意味である。

「その地位を利用する」とは、委員たる名称や委員としての活動に伴う影響力を使用し、又は行使することを意味する。

ウ 禁止される行為の例

- (ア) 委員が地域の猟銃所持者に対して行う活動において、特定の政党又は候補者への支持を呼びかけること。
- (イ) 委員としての活動において猟銃の安全に関するチラシとともに、特定の政党の機関誌を配布すること。

7 身分証明書等（規則第6条関係）

(1) 猟銃安全指導委員証

ア 携帯及び提示義務

委員は、活動を行うに当たっては、所定の猟銃安全指導委員証を携帯し、関係者（活動の対象となる者）から請求があったときは、これを提示しなければならないこととされたが、これは、委員の活動上幅広い範囲にわたって多数の関係者と接触する必要があることから、身分証明書の携帯によって必要がある場合にはいつでもその身分を明らかにし、その職務の公正性について誤解を受けるようなことがないようにするためである。

生活安全企画課長及び管轄警察署長は、委員に対し、猟銃安全指導委員証の携帯及び提示義務の指導を十分に行うものとする。

イ 交付等

委嘱に際しては、生活安全企画課長が管轄警察署長を通じて、規則別記様式第1号に定める様式の猟銃安全指導委員証を委員に貸与するものとし、委員がその身分を失ったときは、これを管轄警察署長を通じて生活安全企画課長に返納させるものとする。

(2) 腕章

ア 使用義務

委員は、活動を行うに当たっては、所定の腕章を用いなければならないこととされたが、これは、猟銃安全指導委員証の携帯及び提示義務と同様の趣旨に基づき、委員たる身分を外見上明らかにするためである。

生活安全企画課長及び管轄警察署長は、委員に対し、腕章の使用義務の指導を十分に行うものとする。

イ 交付等

委嘱に際しては、生活安全企画課長が管轄警察署長を通じて、規則別記様式第2号に定める様式の腕章を委員に貸与するものとし、委員がその身分を失ったときは、これを管轄警察署長を通じて生活安全企画課長に返納させるものとする。

8 研修（法第28条の2第6項及び規則第7条関係）

法第28条の2第6項の研修は、全ての委員を対象におおむね1年ごとに1回定期研修を、また、新たに委嘱された委員（再任された委員は含まない。）を対象に委嘱後速やかに委嘱時研修を、それぞれ行わなければならないこととされたが、これは、委嘱者の立場から、委員としての心構え等の委員の活動に関する基本的な留意事項等を周知させることを目的とするものである。

なお、研修は、別表の基準に従って行うものとする。

9 解嘱（法第28条の2第7項及び規則第8条関係）

(1) 解嘱の要件

法第28条の2第7項各号に定める解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 法第28条の2第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき（第1号）。

前記3(3)に定める委嘱の要件の判断基準による。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき（第2号）。

法第28条の2第4項若しくは規則第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1

項若しくは第2項に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、法第28条の2第2項各号及び規則第4条各号に定める委員の活動を行うことを怠ったときが該当する。

なお、「活動を行うことを怠った」か否かの判断は、警察からの協力依頼に対し、特段の正当な理由がなくこれに応じないなど、具体の事情を考慮して、著しく活動が低調であるか否かにより判断するものとする。

ウ 委員たるにふさわしくない非行のあったとき（第3号）。

刑罰法令に触れる行為又は委員としてふさわしくない反社会的・反道徳的な行為をしたときが該当する。

(2) 解嘱手続

委員を解嘱する場合には、委員の所在が不明である場合を除き、あらかじめ理由を通知し、当該委員に弁明の機会を与えることとされた（規則第8条）。これは、解嘱が、委員の権利を剥奪するものであることから、手続の適正を担保する趣旨である。

ア 委員に対する通知は、解嘱の理由のほか、弁明を聴くための期日及び場所を記載した通知書（第3号様式）により行うものとする。

イ 委員に対して通知をし、弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由がなく期日までに弁明を行わないときは、弁明を聴かないで解嘱することができる。

ウ 解嘱をしたときは、辞令（第4号様式）を交付するものとする。ただし、当該解嘱された者の所在が不明のため辞令を交付することができないときは、この限りでない。

エ 解嘱をしたときは、速やかに、当該委員の氏名及び活動区域並びに解嘱した日について、前記3(5)で定める措置をとるものとする。

(3) 辞職の承認

委員としての辞職を承認する場合には、前記(2)ウ及びエに準じて手続を行うものとする。

なお、辞職したときは、辞令（第5号様式）を交付するものとする。

10 行政手続法等に関する留意事項

(1) 委員又は委員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項第9号に該当することから、同法第2章から第4章の2までの規定は適用されない。

(2) 書面により処分を行う場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に規定する不服申立てに関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に規定する取消訴訟等の提起に関する事項の教示が必要となることに留意するものとする。

（生活安全企画課保安係）

別表

委員に対する研修の実施基準

1 研修の目的

研修は、委員の職務の適正かつ効果的な執行を確保することを目的とする。

2 研修計画

研修は、受講する委員の便宜に資するためにも、あらかじめ計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 研修の方法

研修は、法令の条文及び統計資料等を効果的に活用して行うものとする。

4 講師

研修の講師は、研修事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 研修内容

研修項目は、規則に基づき、おおむね次の表のとおりとする。

【定期研修：3時間以上4時間以下】

研修項目	研 修 内 容	研修時間
1 猟銃の所持許可の状況並びに猟銃の所持及び使用による危害の発生状況	① 猟銃の所持許可状況 主として、県内における猟銃の許可状況のほか行政処分等の状況を理解させる。 ② 猟銃による危害発生の状況 主として、県内における猟銃等による事件・事故の発生状況及び猟銃の盗難事件の実態を理解させる。	1～1.5時間
2 法第28条の2第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要	① 知識 猟銃所持者に対する必要な助言、猟銃の検査に関しての技術的な協力、民間団体等への協力等の方法及び留意事項を理解させる。	2～2.5時間

な知識及び技能 に関すること。	② 技能 実技指導、シミュレーション等により、前 記職務の実務を理解させる。	
--------------------	--	--

【委嘱時研修：4時間以上6時間以下】

研修項目	研 修 内 容	研修時間
1 定期研修1・ 2と同じ。	同左	3～4時間
2 法第28条の2 第2項各号に掲 げる職務を遂行 するために必要 な法令の知識に 関すること。	① 法の概要 法の目的及び規制の概要を理解させる。 ② 委員の法的地位・職務倫理 委員が特別職の地方公務員であること、そ の自発的な意思に基づく活動を期待されてい ること等を理解させる。 ③ 委員の職務 委員の職務の概要について理解させる。 ④ 委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項を理解させる。 ⑤ その他の関係法令 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関 する法律等の法令のうち、猟銃所持者に関係 する違反や関係機関の役割等を理解させる。	1～2時間

第 1 号様式

年 月 日

大分県公安委員会 殿

警 察 署 長

獵 銃 安 全 指 導 委 員 推 薦 書

下記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項各号に定める要件を満たしている
ので、獵銃安全指導委員に推薦します。

記

住 所	TEL
氏 名	
年 齢	年 月 日生 (歳)
職 業	勤務先：
家 族 の 状 況	
経 歴	
健 康 状 態	
射 撃 指 導 員 等 法 等 に 関 す る 資 格	
獵 銃 事 故 歴 及 び 法 等 の 違 反 歴	
関 係 団 体 か ら の 推 薦 等 委 員 として 適 当 と 認 め ら れ る 理 由	

辞令

(氏 名) ○ ○ ○ ○
銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の規定 により猟銃安全指導委員に委嘱します。
年 月 日 大分県公安委員会 印

通 知 書

第 号
年 月 日

氏 名 ○ ○ ○ ○ 殿

大 分 県 公 安 委 員 会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱する予定であるので、猟銃安全指導委員規則第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 解嘱の理由

2 弁明を聴く日時及び場所

(注) 上記の日時に上記の場所に出頭しない場合には、あなたの弁明を聴かないで解嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭することができないときは、

月 日までに、担当 (電話)
に連絡してください。

- 備考
- 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

辞令

(氏 名) ○ ○ ○ ○
銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定 により猟銃安全指導委員を解嘱します。
年 月 日 大分県公安委員会 印

辞令

(氏 名)

○ ○ ○ ○

獵銃安全指導委員の辞職を承認します。

年 月 日

大分県公安委員会 印